



JASDAQ

平成 22 年 2 月 23 日

各 位

会社名 株式会社 S B R  
代表者名 代表取締役社長 高梨宏史  
(JASDAQ・コード2759)  
問合せ先 総合企画室次長 佐野友義  
電 話 03-5733-4492

## 金融庁による課徴金納付命令の決定に関してのお知らせ

当社、平成 22 年 1 月 29 日付の「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告に関してのお知らせ」にて既に開示しておりますとおり、当社が行った過年度の有価証券報告書等の訂正に関して、証券取引等監視委員会より金融庁に対し、当社に課徴金納付命令を发出すべきである旨の勧告がなされておりました。

当社が提出しておりました、課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を受けて、審判官から課徴金に係る金融商品取引法第 185 条の 6 の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案が提出されたことから、平成 22 年 2 月 23 日付にて、金融庁より納付すべき課徴金の額 600 万円及び、納付期限を平成 22 年 4 月 26 日とする決定を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令を真摯に受け止め、今後二度とこのような事態が起こらぬよう、引き続き内部統制の強化とコンプライアンス経営の確立に向け、役職員一丸となって市場と全てのステークホルダーの皆様からの信頼回復に努めてまいります。

株主の皆様、お取引先様を始めとした多数の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

ご参考

金融庁ホームページ掲載事項 <http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100223-2.html>

以 上